

< 特養利用料金について >

令和4年10月1日～

当施設をご利用するにあたり、食事や部屋代が安くなる制度がございます。

利用者(後、配偶者)の収入等に応じて、第1段階～第4段階に料金が分かれております。

『介護保険負担限度額認定証』については申請が必要ですので

下関市役所 介護保険課 給付係までお問い合わせください。

※利用状況によりその加算額も異なります(裏面参照)

※月の計算は30日計算でしております。(一定以上の所得がある方は利用者負担額が2倍、または3倍になります。)

要介護3		段階	食事	居住費	1日料金	生活機能向上連携加算Ⅱ(月)	科学的介護推進体制加算Ⅱ(月)	口腔衛生管理加算Ⅱ(月)	介護職員処遇改善加算Ⅰ(月)	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(月)	介護職員等ベースアップ等支援加算(月)	月料金
基本単位	803	第1段階	300	820	2,061	200	50	110	2,373	772	457	65,792
看護体制加算Ⅰ	12											
看護体制加算Ⅱ	23											
夜勤配置職員加算Ⅱ	46	第2段階	390	820	2,151	200	50	110	2,373	772	457	68,492
日常生活継続支援加算	46											
栄養マネジメント強化加算	11	第3段階①	650	1,310	2,901	200	50	110	2,373	772	457	90,992
		第3段階②	1,360	1,310	3,611	200	50	110	2,373	772	457	112,292
		第4段階(非該当)	1,550	2,006	4,497	200	50	110	2,373	772	457	138,872
合計(利用者負担 1割)	941											

※月の計算は30日計算でしております。(一定以上の所得がある方は利用者負担額が2倍、または3倍になります。)

要介護4		段階	食事	居住費	1日料金	生活機能向上連携加算Ⅱ(月)	科学的介護推進体制加算Ⅱ(月)	口腔衛生管理加算Ⅱ(月)	介護職員処遇改善加算Ⅰ(月)	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(月)	介護職員等ベースアップ等支援加算(月)	月料金
基本単位	874	第1段階	300	820	2,132	200	50	110	2,550	829	492	68,191
看護体制加算Ⅰ	12											
看護体制加算Ⅱ	23											
夜勤配置職員加算Ⅱ	46	第2段階	390	820	2,222	200	50	110	2,550	829	492	70,891
日常生活継続支援加算	46											
栄養マネジメント強化加算	11	第3段階①	650	1,310	2,972	200	50	110	2,550	829	492	93,391
		第3段階②	1,360	1,310	3,682	200	50	110	2,550	829	492	114,691
		第4段階(非該当)	1,550	2,006	4,568	200	50	110	2,550	829	492	141,271
合計(利用者負担 1割)	1,012											

※月の計算は30日計算でしております。(一定以上の所得がある方は利用者負担額が2倍、または3倍になります。)

要介護5		段階	食事	居住費	1日料金	生活機能向上連携加算Ⅱ(月)	科学的介護推進体制加算Ⅱ(月)	口腔衛生管理加算Ⅱ(月)	介護職員処遇改善加算Ⅰ(月)	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(月)	介護職員等ベースアップ等支援加算(月)	月料金
基本単位	942	第1段階	300	820	2,200	200	50	110	2,719	885	524	70,488
看護体制加算Ⅰ	12											
看護体制加算Ⅱ	23											
夜勤配置職員加算Ⅱ	46	第2段階	390	820	2,290	200	50	110	2,719	885	524	73,188
日常生活継続支援加算	46											
栄養マネジメント強化加算	11	第3段階①	650	1,310	3,040	200	50	110	2,719	885	524	95,688
		第3段階②	1,360	1,310	3,750	200	50	110	2,719	885	524	116,988
		第4段階(非該当)	1,550	2,006	4,636	200	50	110	2,719	885	524	143,568
合計(利用者負担 1割)	1,080											

加算項目一覧表

	単位	説明
看護体制加算Ⅰ	12	看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ	23	看護職員を2名以上配置している場合
夜勤配置職員加算Ⅱ	46	夜勤職員の数が最低基準を1名以上上回っている場合
日常生活継続支援加算	46	新規入所者のうち、要介護4～5の割合が70%以上(半年又は1年間)でかつ、入所者6名に対して介護福祉士を1名以上配置している場合
栄養マネジメント強化加算	11	常勤の管理栄養士を配置。低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行っていること。入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施している場合。(低栄養リスクが低い入所者にも食事の際に変化を把握し、問題がある場合は早期に対応。)
口腔衛生管理加算Ⅱ	110/月	歯科医師の指示をうけた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月2回以上行っていること。 かつ、その助言及び指導に基づいた入所者の口腔ケアマネジメント計画が作成されている場合
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50/月	入所者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け、その情報をケアの質の向上に活用しサービス計画を見直す等した場合
生活機能向上連携加算Ⅱ	200/月	自立支援・重度化防止に資する介護を推進するために、外部のリハビリテーション専門職等と連携した場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数 ×8.3% (月)	国が定めた介護職員に対する賃金改善のためのものであり、サービス利用料金に係る加算を含んだ単位数に8.3%の金額が加算されます
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	総単位数 ×2.7% (月)	国が定めた技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的としたものであり、サービス利用料金に係る加算を含んだ単位数に2.7%の金額が加算されます
介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数 ×1.6% (月)	国が定めた介護職員等に対する賃上げ効果の継続のためのものであり、サービス利用料金に係る加算を含んだ単位数に1.6%の金額が加算されます

常時加算

下記の加算はその加算の対象になる方や発生時に算定します。

加算項目	単位	説明
療養食加算	6/1食	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合(糖尿病食や腎臓病食など)
初期加算	30	入所日から30日以内の期間に加算される(30日以上入院後の再入所も同様)
入院・外泊時費用加算	246	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合(月6回まで)
若年性認知症利用者受入加算	120	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービス提供した場合
経口維持加算(Ⅰ)	400/月	経口で食事が摂取できるものの摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者の方に対し、摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行う場合
経口維持加算(Ⅱ)	100/月	協力歯科医療機関に定めており、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
安全対策体制加算	20	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時のみ1回限り)
再入所時栄養連携加算	400/月	入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下状態食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合。